

AJET 北海道支部(HAJET) 憲法

(2019年5月改訂)

目次：

- I 組織名と綱領
- II 目的
- III 組織構造
- IV 一般会員の会議と役員会議
- V 憲法の修正
- VI 役員会の役割と責任
- VII 候補と選挙の流れ
- VIII 補欠と解任
- IX HAJET の予算及び運営費について

I. 組織名と綱領

A. 正式的名称は JET プログラム参加者の会(AJET)、北海道支部である。

B. 綱領：

HAJET とは、北海道における外国語教育、地域国際化、及び文化交流のあらゆる分野で様々な事業に取り組み、その会員を支援する組織である。人間のネットワークを促進することにより、積極的且つ多様なメンバーシップを築くよう努め、様々な方とのアイデア交換及びミッションの促進に専念している。このような取組は、HAJET 会員と地域社会との繋がりを作ること及び維持することにも不可欠である。教育や文化などの面における国際交流イベントへの様々な支援を通して、道内グローバルコミュニティの重要性を深めようとしている。

C. HAJET のミッション

- ・国際関係に対する積極的な態度を育む。
- ・日本の地域社会に良い影響を与えるために、様々な方と協力し合い、多様な事業に取り組む。
- ・あらゆる物事に順調に取り組めるように、新しい方法を工夫し、絶えず努力する。

II. 目的

- A. 様々なサポートを通じて会員に日本での生活に速やかに慣れてもらうこと。
- B. 会員の実践力を向上させるよう励むこと。
- C. 日本に住んでいる外国人とその身近のコミュニティの架け橋になること。
- D. HAJET を代表し全国にかけて積極的行動すること。
- E. 会員の窓口として、道内の行政機関とやり取りをすること。

III. 組織構造

A. 会員について

- 1、基本的には、HAJET のミッションと目標を認めるすべての方は会員になることが可能である。
 - 2、3種類が設定されている。それぞれの会費額は、HAJET の役員会によって決める。会費額の変更に関しては、実行委員会より、投票・議決という形で決められる。HAJET 役員実行委員会全体、総合運営委員、各地域代表者及び協力委員を含めるすべての役員は、投票の定足数として数えられる。
- 会員の種類は下記の通りである。

- ①1年会員
- ②終身会員
- ③名誉会員

B. 役員会

- 1、本役員会は HAJET の運営機関である。
- 2、本役員会は HAJET の主な管理及び決裁機関である。
- 3、本役員会の役割は下記の通りである。但し、下記の点に限らない。
 - ①運営費とプログラム費用を含める年間予算を管理する。
 - ②会員が行った交流イベントの提案を承認する。
 - ③組織の透明性を維持するために、適切な方法で予算の使い方に関する問題及び役員の実行を定期的に監督する。
- 4、役員会には、3つの分会に分けられる。分会のすべての役員は決議の出席定足数に数えられる。¹
 - a) 実行委員会

¹ 役員会投票の公平性を守るために、会長はによる投票は一般的に控えるべきであるが、投票数の同点を破るため、または定足数に必要である場合のみ、会長の投票も可能である。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 会計
- (4) 秘書
- b) 地域代表者
 - (1) 北部地域代表
 - (2) 中央地域代表
 - (3) 西南地域代表
 - (4) 東部地域代表
 - (5) 札幌代表
- c) 総合運営委員
 - (1) 「ポールスター」編集長
 - (2) ソーシャル・メディア幹事
 - (3) 出版幹事
- d) 協力委員
 - (1) 役員会の責任、及び専門知識能力に達する範囲外に見なされる業務に取り組む。決してすべての役職に担当者がいるわけではない。
 - (2) 場合によっては、職務に直接に関わる事項について、協力委員が投票することができる。職務に直接に関連する事項について投票するように呼び掛けられた場合のみ、定足数に数えられる。この場合、会長は何方が投票に参加できるかを指定する。

IV. 一般会員の会議と役員会議

A. 一般会員の会議

- 1、一般会員向けの会議は、年3回以上開催しなければならない。
- 2、会議が公式とみなされるには、出席数は過去3回の会議における平均出席数の3分の2に達するという条件がある。
- 3、会長及び副会長は必ず出席しなければならない。

B. 役員会議

- 1、役員会議は毎年必ず3回以上開催しなければならない。
- 2、役員会議の出席数は必ず役員全体の3分の2を超えなければならない。
- 3、協力委員は役員会議の定足数に数えられない。
- 4、会長または副会長は必ず役員出席しなければならない。

V. 憲法の修正

- A. 全ての HAJET 会員は憲法に及ばれるあらゆる条例について、追加又変更を提案することができる。憲法の項目について追加又変更を行う際の手順は次の通りである。
- B. 追加及び変更は、必ず憲法に記載される形式と一致し、データとして役員会に提出しなければならない。
- C. 役員会内の議論及び決定
- 1、電子メール、非公開のオンラインフォーラム、又は役員会議という形で、提出された修正案を検討する。電子メールまたは非公開オンラインフォーラムで議論を行う場合、実施期間は最大5日間となり、祝日が含まれていない。
 - 2、投票動議を2回実施した後、役員会内（投票を求められたすべての役員を含む）では2日間の投票を行う。
 - 3、役員全体の3分の2（投票を求められたすべての役員を含む）は、「はい」、「いいえ」、または「棄権」のいずれかを投票する必要がある。投票は多数決により決定する。3分の2の投票数に達していない場合、最初からすべての過程を繰り返さなければならない。
 - 4、修正案が役員会に承認された場合、「ポールスター」または指定されたオンラインフォーラムを通じて HAJET 会員全員に知らせる必要がある。
 - 5、一般会員は、オンライン又は HAJET 会議で提案について議論することができる。
 - a) オンラインで行われる場合：
 - (1) 指定された手段（ウェブフォーラム、電子メールなど）は最大5日間公開され、その後、2回の投票動議の続き、2日間の投票を実施する。あらゆる会員は投票動議を始めることができる。
 - (2) 定足数を決めるには、秘書により、HAJET 会員会議過去3回の平均出席数を計算しなければならない。²計算された平均数は定足数とされる。投票は「はい」、「いいえ」、または「棄権」として記録され、投票は多数決により決定する。投票数が定足数に達していない場合、一般会員の中から投票過程を繰り返さなければならない。
 - b) HAJET 会議で行われる場合：
 - (1) 出席者が提案を十分に検討できるように、議論に関する適切なスケジュールを制定する必要がある。
 - (2) 定足数を決めるには、秘書により、HAJET 会員会議過去3回の平均出席数を計算しなければならない。³計算された平均数は定足数とされる。投票は「はい」、「いいえ」、または「棄権」として記録され、投票は多数決により決

²秘書が欠席する場合、副会長はその役割を果たす。

³秘書が欠席する場合、副会長はその役割を果たす。

定する。投票数が定足数に達していない場合、一般会員の中から投票過程を繰り返さなければならない。

(3) 投票動議を2回行った後、挙手という形で提案について投票を行う。総会に出席する方は投票動議に参加できる。結果は、投票数の多少によって決まる。

(4) 投票数が集計され、結果が出た後、6ヶ月間以内に再び投票を行うことができない。その後提案について、役員会が改めて検討・議論を行い、提案について、最初から最後まですべての過程を再び実行することが求められる。

c) 投票の結果を必ず公表しなければならない。

(1) 原則として、すべての結果は投票直後に有効になる。但し、役員会は、投票結果の公表を延期する権利を有する。延期する場合、投票結果が有効になる日付を公表する必要がある。

VI. 役員会の役割と責任

A. 実行委員会

1、会長

a) 管理者として、職務を執行する。必要に応じて、他の役職の業務・責任を割り当てる。

b) 会長と副会長のいずれかは、必ず役員会議及び総会に出席しなければならない。

2、副会長

a) 例年総会及び役員会議を3回ずつ実施する。

b) 会長役が空席となる場合、自動的にその職務及び責任を引き継ぐ。

c) 会長と副会長のいずれかは、必ず役員会議及び総会に出席しなければならない。

3、会計

a) HAJETの運営にかかわるすべての収支状況を把握し、精確的に記録し、早速に更新する。

b) 現在の役員会は、最初の会議で年間予算を検討し、作成しなければならない。

4、秘書

a) 業務の引継ぎのために、HAJETが行ったすべての活動に関する議事録を作成する。

B. 地域代表者

- 1、自分が住んでいる地域のすべての外国語指導助手を代表して役員会議で決定権を適切に行使する。
- 2、HAJET メンバーに地域コミュニティへの理解を深めてもらい、地域社会との相互理解・協力を促すことに取り組む。

C. 総合運営委員

- 1、「ポールスター」編集長
 - a)「ポールスター」という刊行物に関するすべての業務を担当する。
- 2、ソーシャルコーディネーター
 - a) 北海道全域における5つの地域にいる代表者に協力し、各地域の歓迎会を適切にサポートする。
 - b) 必要に応じて、副会長の仕事を補助する。HAJET内部交流会及び総会、又道庁、北海道教育委員会が協賛された会議に適切に取り組む。
- 3、出版コーディネーター
 - a) HAJETの出版物の編集、改訂、出版に関するすべての業務を担当する。
 - b)「北海道新人ガイド」(HNG)の編集長を務める。

VII. 指名と選挙の流れ

A. 実行委員会：会長、副会長、会計、秘書

地域代表者：北部地域代表、中部地域代表、南西部地域代表、東部地域代表及び札幌教育委員会代表

総合運営委員：「ポールスター」編集長、ソーシャルコーディネーター、出版物コーディネーター

1、指名の流れ

- a) 非会員は指名されることが可能である。但し、当選した場合、HAJETの会員になることを条件とする。候補者の名簿は選挙事務局に直接送られる。非会員による非会員への指名は不成立である。
- b) 原則として、HAJET 役員会の候補者は、外国語指導助 (ALT)、国際交流員 (CIR)、またスポーツ国際交流員 (SEA) のいずれかである。
- c) 候補者は、1つのポジションのみ立候補することができる。
- d) 地域代表者は、HAJET 会員によって指名される場合がある。但し、候補者への投票は代表する地域の会員のみ参加できる。

2、選挙の流れ

- a) 地域代表者は、その地域に住んでいる会員からのみ票を受け取ることができる。

- b) 地域代表者は、指名を受ける際に、必ず代表する地域に滞在していることを求められる。代表する地域から離れる場合、指名が不成立となるか、役職を辞退するとみなされる。
- c) 投票期間は約2週間であり、2月中に終了する。
- d) 投票は多数決により決定する。但し、投票の定足数は必ず3回の総会における平均出席数に達しなければならない。
- e) 投票は2回が必要な場合、できるだけ早く2回目を実施することが求められる。すべての事項は必ず3月1日まで決定しなければならない。
- f) 任務期間に、役員実行委員会、地域代表者、または運営委員会のあらゆるメンバーは任期が終了する6ヶ月以内に辞退する場合、手順に従って、もう一度迅速に選挙を実施しなければならない。役員実行委員会の機能を十分に果たせるように、場合によって指名期間と投票期間を短縮することもある。

B. 協力委員

1、指名の流れ

- a) HAJET会員は、役員会へ候補者が推薦できる。
- b) 非会員は、指名されることが可能である。但し、当選した場合、会員になることを条件とする。指名の結果は、電子メールで選挙管理事務局に直接送信される。非会員からの指名はできない。
- c) 候補者は、1つのポジションのみ立候補することができる。

2、選挙の流れ

- a) すべての指名結果を受け取った後に、役員実行委員会により、検討と投票が行われる。電子メールで行う場合、検討期間は最大5日間となり、その後、2日間の投票期間が設定される。役員実行委員会内に正式的な会議で行う場合、適切かつ十分な検討時間が求められる。
- b) 投票は、役員会のすべてのメンバー（実行委員会、総合運営委員、地域代表者、又その他のすべての役員）による投票は多数決により決定する。

3、協力委員は、任期内に辞退して6ヶ月以上を経た場合、できるだけ早く同様の投票プロセスに従って次の候補者に置き換える。但し、役員実行委員会の機能を有効的に果たせよう、指名期間と投票期間を短縮する場合がある。

4、例外——新人を代表する地域代表者：

- a) 新人を支援・代表する地域代表者の募集は、それぞれの地域の例年歓迎会で実施される。
- b) 指名の流れ
 - (1) 指名は最終の地域歓迎会が終わった次の日に始まり、2週間以内に終了する。

(2) 非会員は、指名されることが可能である。但し、当選した場合、会員になることを条件とする。指名の結果は、電子メールで選挙管理事務局に直接送信される。HAJET非会員から非会員への指名はできない。

(3) 原則として、HAJET役員会の候補者は、外国語指導助手（ALT）、国際交流員（CIR）、またスポーツ国際交流員（SEA）のいずれかである。

c) 選挙の流れ

(1) 新人の地域代表者は、1年目のHAJET会員からの投票のみを受け取ることができる。

(2) 投票はオンラインで行われ、HAJET秋季会議で任命される。

(3) 投票は多数決により決定する。投票の定足数はHAJETの新会員の3分の2である。

5、例外——翻訳者

a) 高いスキルが求められるため、翻訳者を応募する場合、事前に現任の翻訳者へ以前に翻訳した資料を提出する必要がある。役員実行委員会に任命される前に、必ず現任の翻訳者に承認されなければならない。

VIII. 補欠と解任

A. すべてのHAJET役員会メンバーは解任される可能性がある。

B. 「6ヶ月ルール」：

1、役員会のメンバーが役職を辞任するか、就任後6ヶ月以内に解任された場合、役員会はHAJET一般会員から候補者を募集し、選挙を実施しなければならない。選出された新しいメンバーは任命された役職に当たるすべての権利を持っている。

2、役員会のメンバーが就任した6ヶ月以降、退任または解任された場合、役員会はHAJET一般会員から候補者を募集し、役員会内の投票を行う。選出された新しいメンバーは、その役職の投票権を持たせず、一時的な役員会メンバーとして職務を執行する。⁴

C. 解任の理由（但し、下記の点に限らない。）

1、職務を遂行できない。憲法に規定された義務が履行できない場合、職務怠慢、または重要な期限を守らない場合等。

2、職務の規則またHAJET全体の利益に悖る目標を達するために職権を濫用する。

⁴問題があるのは任命された役員である場合、役員会は現任の役員を解任し、新しい人を直接に任命することができる。

一時的な変更は、すべての役員会メンバーの投票によって承認しなければならない。ただし、退任予定の役員を除く。投票は多数決により決定する。

3、HAJET全体に所有するあらゆるもの（例えば裁量基金、商品、または会員に関する個人情報など）を悪用する。

4、HAJETの名誉及び活動に不利とみなされるあらゆる行為。

D．実行委員会内役職の承継

1、実行委員会内の役職が空席になった場合（会計以外）、役職の承継は次のような順番になる。

a) 副会長が会長になる。

b) 秘書が副会長になる。

c) 地域代表者が秘書になる。⁵

2、実行委員会新任役員は、元役員と同様に投票権を有する。新しい役職を増やす場合も含む。

E．解任の流れ

1、告発者は、必要な情報を電子メールで会長に送信する。被告者は会長である場合、必要な情報を副会長に送信する。申し立ては必ず具体的であり、又メールに記載しなければならない。

2、この告発は、最低2名のHAJET一般会員が同意し、電子メールで名前を付ける必要がある。

3、HAJET役員会のすべてのメンバー（役員・協力委員）は、告発者2名、及び被告者と問題点について話し合う。この相談は、オンラインフォーラムまたは電子メールで最大5日間をかけて行い、或いはHAJET役員会議に参加し、役員と直接に話し合う。但し、この会議で役員会全体の3分の2以上の出席数が求められる。どちらの場合でも、議論の公正性及び透明性を確保するために、役員会が適切な期間を設定しなければならない。

4、5日間のオンラインディスカッション又は会議の後、動議を2回実施し、投票を行う。投票数は、HAJET役員会全休人数の3分の2に達しなければならない。投票は多数決により決定する。

5、投票は役員会全体を通過した場合、適切な方法で、HAJET一般会員へ問題点を掲示する。

6、一般会員がオンラインフォーラム、電子メールの遣り取り（最大5日間）又は会議、いずれの形で議論した後、2回の動議及び投票を実施する。投票は多数決により決定する。

7、投票により生じた解任及び新たな就任は、役員会の判断によって、適切な手順で行われる。

⁵ イベントを開催する際に、地域代表者は秘書の役割を果たすことになり、「6ヶ月ルール」が適用される。

IX. HAJET の予算及び運営費について

- A . 予算年度は当年 3 月 1 日から翌年 2 月の最終日までである。
- B . 予算は、実行員会 3 分の 1 以上のメンバーによって申し立てられ、投票が行われる。投票は多数決により決定する。
- C . 財務状況の透明性を維持するため、最低年 1 回財務報告書を発表する。